

「令和8年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業」
コンサルティング支援企業等募集要領

1 事業名

令和8年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業

2 事業の目的

伝統的工芸品は、長い歴史を有し、今日まで継続してきた伝統的な技術・技法により作られたものであるが、ライフスタイルの変化に伴い、現代のニーズに合った商品づくりや適切な販路開拓が課題となっている。

しかし、伝統的工芸品の産地企業は小規模な企業が多く、個社単独で、消費者ニーズを踏まえた商品づくりや、マーケティングの知識を取得するなどの取組を行うことは難しい。

そこで、伝統的工芸品の産地企業にコンサルタントを派遣し、新商品開発や販売促進の取組を支援するとともに、国内の販路開拓に向けた支援を実施することで、愛知の伝統的工芸品産業の持続的発展につなげる。

3 事業の内容

(1) 専門家によるコンサルティング支援

専門家が産地企業等を訪問又はオンラインミーティングによりヒアリング（1回以上）を行い、現状や課題を踏まえた目標設定及び、新商品開発、既存商品の改良・ブラッシュアップ、販路開拓等に向けた取組計画の作成を支援する。また、作成した計画に基づき、4回程度、進捗確認や助言等の伴走支援を行う。なお、本事業における取組内容や成果については、報告会の開催又はWeb掲載等により発信する。

また、過去に関連事業へ参加した産地企業等については、必要に応じてフォローアップ支援を行う。

(2) 販売促進物支援

支援対象企業・グループごとに、取組や商品等の魅力を発信するPRショート動画（30秒程度）を作成し、WebページやSNS等での公開・活用を通じた販売促進支援を行う。

(3) 販路開拓支援

本事業で開発又は改良した商品等について、展示販売等の機会を設け、国内での販路開拓を支援する。

4 本事業の支援対象となる産地企業等

2社・グループ以内

（3（3）販路開拓支援については、本事業の支援対象者以外も参加予定。）

5 産地企業等の応募条件

(1) 企業単体の場合

県内に本社があり、県内の伝統的工芸品(※)の製造及び販売を行っていること。

(2) グループの場合

ア 県内に本社があり、県内の伝統的工芸品の製造及び販売を行っている企業を含むこと。

イ グループの代表は、県内に本社があり、県内の伝統的工芸品の製造及び販売を行っていること、若しくは、既に県内の伝統的工芸品の製造及び販売を行っている企業と連携し事業を行っていること。

(3) 共通事項

ア 専門家と一緒に、伝統的工芸品の新商品開発、既存商品の改良・ブラッシュアップ又は販路開拓に意欲をもって取り組むことができること。

イ 報告会等において、本事業の取組内容や成果の共有に協力できること。

ウ フォローアップ支援を受ける企業については、過去に「伝統的工芸品ブラッシュアップ事業(2018年～2024年)」に参加したことがあること

(※「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により、経済産業大臣が指定したもの。)

6 募集期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月26日(金)まで

7 応募方法

本事業への応募希望者は、必要書類を作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 応募申請書(様式1-1)

イ 参考資料(企業のパンフレット等参考になるものがある場合)

(2) 提出部数

郵送又は持参の場合:各3部

電子メール又はFAXの場合:各1部

(3) 提出期限等

ア 提出期限

令和8年6月26日(金) 午後5時(必着)

イ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

メール:sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

FAX:052-954-6976

ウ 提出方法

郵送（配達証明に限る）、持参、電子メール又はFAX

- ・提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。
- ・持参の場合は事前に電話連絡すること（052-954-6341）。
- ・持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

（4）提出書類の取り扱い

ア 提出された書類は返却しない。

なお、提出書類は本事業における産地企業等の選定以外の目的で使用しない。

イ 本事業への応募に要する全ての費用は、申請者の負担とする。

ウ 応募申請は1事業者1申請とする。

（5）その他

本事業で支援を行う専門家は現在選定中である。専門家が決まり次第県産業振興課 Web ページに概要を掲載する予定である。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyoshinko/r8dentokogei.html>)

8 産地企業等の選定

（1）選定方法

提出された応募申請書を始めとする書類（以下「応募申請書類」）について、形式審査を行った後、県と専門家との協議のうえ決定する。

ただし、申請者が2社を超えない場合は、応募申請書類に基づき形式審査を行い、調整のうえ、支援候補者として選定する。

（2）選定結果

全申請者に対して書面で通知する。なお、選定は非公開のため、選定の経過等に関する問い合わせには応じられない。

（3）支援対象者

選定の結果、2社・グループ以内を本事業の支援対象者として決定する。

9 スケジュール（予定）

令和8年6月1日（月）	産地企業等募集開始
令和8年6月上旬	専門家候補の決定、Web ページ掲載
令和8年6月26日（金）	産地企業等応募申請書類提出期限
令和8年6月下旬	産地企業等の決定
令和8年7月上旬以降	専門家による支援開始（令和9年3月19日まで）

10 その他

- (1) 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式1-2）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、申請者は失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該事業関係者に対して、当該事業に関わる選定において不正な接触の事実が認められた場合
- (3) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

11 問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

TEL：052-954-6341(ダイヤルイン)

メール：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※本事業に関する質問等は、電子メールで令和8年6月12日（金）まで受け付ける。ただし、応募申請書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。（電子メールの件名は「令和8年度あいち伝統的工芸品産業持続強化支援事業コンサルティング支援企業等募集要領に関する質問」と記載すること。）

質問に対する回答は、質問のあった団体等宛てに電子メールで回答するほか愛知県のホームページに掲載する。

別添

産地企業等選定基準

産地企業等選定に係る審査は、提出された応募申請書及び添付書類等により、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うものとする。

1 事業実施体制

- ・事業実施体制が整い、実行可能性は十分であるか。
- ・グループで応募する場合、効果的なグループが形成されているか。

2 事業の実施内容・目標

(1) 本事業で取り組みたい新商品開発や販路開拓の内容、目標

- ・従来の手法にこだわらず、新たな視点で取り組む意欲があるか。
- ・取組の方法、目標は適切か。
- ・商品や産地の特徴等を客観的に捉えているか。
- ・取組は実現可能か。

(2) 将来展望

- ・中期的なビジョンは適切か。
- ・本事業の目標と中長期なビジョンとが連動しているか。

(3) 他企業等への発信

- ・産地における発信力・波及効果が見込まれるか。

3 事業の実績

- ・これまでの事業の実績はあるか。